

# 第1024回教育委員会

平成28年4月21日  
県庁舎教育委員室

1 開 会 午前10時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

(1) 教育長職務代理者の指名について (教育長)

5 議 題

議第1号 山形県飯豊少年自然の家に係る指定管理者の募集について

(文化財・生涯学習課)

議第2号 山形県社会教育委員の委嘱(任命)について

(文化財・生涯学習課生涯学習振興室)

議第3号 平成28年度山形県教科用図書選定審議会委員の任命について

(義務教育課)

6 閉 会

## 議第 1 号

### 山形県飯豊少年自然の家に係る指定管理者の募集について

山形県飯豊少年自然の家に係る指定管理者を次のとおり募集する。

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県飯豊少年自然の家
- (2) 所在地 山形県西置賜郡飯豊町大字添川字関山 3535 の 33

#### 2 指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

#### 3 申請者に必要な資格

法人その他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 県税、法人税、消費税等の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (5) 山形県内に主たる事務所を有するものであること。
- (6) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続きが行われたことに伴う指定の取消しを除く。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）

イ 指定管理者に応募した法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

#### 提 案 理 由

山形県飯豊少年自然の家の効果的、効率的な管理運営が行えるよう平成 29 年 4 月から指定管理者制度を導入するため、指定管理者の募集について提案するものである。

平成 28 年 4 月 21 日提出

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

<別添資料>

## 山形県飯豊少年自然の家指定管理者公募について

### ◆施設概要

#### 1 設置目的

団体宿泊訓練としての研修会、野外活動等を通じて健全な青少年の育成を図る。

#### 2 施設面積など

敷地面積 100,368.00 m<sup>2</sup>

建 物 鉄筋コンクリート造、2階建 延床面積 4,181.31 m<sup>2</sup>

#### 3 利用時間及び休館日（指定管理者が行う管理の基準）

※利用時間及び休館日は、この基準の範囲内で、あらかじめ教育委員会の承認を受けて指定管理者が定めることになる。

利用時間 午前9時～午後9時（午後5時以降の利用者がいないときは午後5時まで）

休 館 日 次に掲げる日以外の日は、休館日としないこと。

①国民の祝日（4月、5月、7月及び10月にあるものを除く。）

②12月29日から翌年の1月3日までの日

③毎月の第3日曜日（国民の祝日（7月にあるものに限る。）の前日を除く。）

④月曜日（毎月の第3日曜日の翌日、国民の祝日（4月、5月、7月及び10月にあるものに限る。）及び4月30日から5月2日までの日を除く。）

#### 4 利用者数及び使用料等収入の実績

平成23年度：7,847人 155,100円 ※H23.3.15～9.30 東日本大震災避難所運営

平成24年度：26,795人 883,280円

平成25年度：28,247人 935,580円

平成26年度：25,809人 708,550円

平成27年度：25,619人 752,690円

#### 5 現在の管理運営体制

職 員 数：職員8名、日々雇用職員1名、宿直代行員2名

### ◆指定管理者公募

#### 1 指定期間：3年

#### 2 応募資格：議案書のとおり

#### 3 受付方法：県教育庁文化財・生涯学習課あて持参又は郵送（提出期日必着）

#### 4 委託業務（債務負担行為の限度額 150,000千円／3ヵ年）

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務（保守管理業務、清掃、保安警備等）

(2) 施設の運営に関する業務（利用者の研修等のための便宜の供与、野外活動等の実施等）

(3) 施設及び設備の利用の許可に関する業務（利用の許可、許可に付した条件の変更等）

(4) 利用者の指導に関する業務（企画事業の実施、県主催事業の実施支援等）

#### 5 選定のスケジュール（予定）

①教育委員会へ指定管理者「募集」を付議 4月21日（木）

②募集要項審査委員会 5月30日（月）

③募集要項等の配付（申請書類の受付）開始 6月7日（火）～7月19日（火）

④現地説明会の開催 6月14日（火）

⑤申請書類の提出期限 7月19日（火）

⑥選定審査委員会 7月中旬～7月下旬

⑦候補者の選定 8月下旬

⑧指定管理者の議決（県議会9月定例会） 10月

⑨教育委員会へ指定管理者「指定」を付議 10月

⑩指定管理者との協定締結 1月中